

(写)

令和4年10月24日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県各種商品小売業最低賃金
専門部会部会長 昆 万佑子

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和4年8月23日長野地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のと通りの結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、令和4年10月24日長野労働局長に答申したことを報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	昆 万佑子
	山本 恭子
	吉村 信之
労働者代表委員	大久保 和章
	鈴木 彰
	樋口 雅俊
使用者代表委員	笹 広男
	中村 英雄
	丸田 好美

別紙

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 各種商品小売業

(2) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間910円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月31日（指定日発効）